

年末年始の輸送等安全総点検実施について

標記について、1ヶ月間「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施する旨、山梨運輸支局より連絡がありました。

自動車分解整備事業者関係の実施事項は次となっておりますので、総点検の趣旨を十分了知され、効果的かつ積極的に推進されますようお願い致します。

期 間 平成21年12月10日（木）～平成22年1月10日（日）

年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施事項は次によります。各事業者においては、総点検最高責任者及び各事業所に実施責任者を選任し、適正な整備作業の励行をお願いします。

1. 過労運転・飲酒運転等の悪質違反や事故を防止するための運行管理体制の整備状況

- (1) 飲酒運転を未然に防ぐためのアルコールチェッカーの活用等による確実な点呼の実施を行っているか。
- (2) 運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。
- (3) アルコール依存の傾向にある従業員がいるかどうかを把握し、もし依存する場合に習慣の改善を指導しているか。
- (4) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容が遵守されているか。
- (5) 適切な運行指示書の作成や長距離運転者における交替運転者の配置等により過労運転の防止が図られているか。
- (6) 事故の実態が確実に把握され、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。
- (7) 点呼の際、運転免許証の確認が確実にされているか。
- (8) 最高速度を遵守した運行が行われているか。
- (9) 過積載運行等の防止が図られているか。

2. 車両の日常点検整備、定期点検整備等整備管理の実施状況

- (1) 自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検整備が実施されているか。
- (2) 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造（例：不正な二次架装、速度抑制装置の解除、前面ガラスへの装飾板の取付等）の防止が徹底されているか。
- (3) 自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について整備管理者等への周知徹底が図られているか。

3. その他

事業者は、垂れ幕・立て看板等を掲出するとともに、点検事項を掲示するなどして総点検の趣旨の徹底を図ること。

年末年始の業務取扱いについて

《年末における業務は12月28日まで》

山梨運輸支局・自動車検査独立行政法人・軽自動車検査協会から標記業務取扱いについて次のとおり連絡がありました。

12 月	14日（月）まで	年内に検査・登録を行う改造自動車及び並行輸入自動車の事前審査の届出事案の受付
	28日（月）まで	その他の事案の受付
1月	4日（月）から	一般業務
	4日（月）から	予約による検査業務

なお、年末業務の繁忙に伴い窓口及び構内の混雑が予想されます。

検査・登録等の申請手続きはお早めに実施されますようご協力をお願いします。